

商品概要説明書

アグリマイティー資金

(令和8年4月1日現在)

商品名	アグリマイティー資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員（正組合員または准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ お借り入れ時の年齢が満 18 歳以上であり、原則として最終償還時の年齢が満 81 歳未満の方。ただし、最終償還時の年齢が満 81 歳以上であっても、相続人（原則として農業後継者）の存在が確認できる場合は対象となります。○ 直近三期分の青色または白色申告決算書（確定申告書）、あるいは住民税決定通知書を提出できる方。○ 原則として神奈川県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人団体】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員（正組合員または准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している法人団体。○ 原則として、直近三期分の決算書の提出が可能で、かつ原則として直近決算期において繰越欠損金を有しない法人団体。○ 設立後 1 年以上 3 年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない法人団体。○ 設立後、1 年以上経過している法人団体。○ 原則として神奈川県農業信用基金協会の保証が受けられる法人団体。○ その他当 J A が定める条件を満たしている法人団体。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 農業生産に直結する設備資金・運転資金。○ 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。○ 再生可能エネルギー対応資金 <p>※本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、当 J A でお借入の既往資金の借換えも行いません。</p> <p>※借換え資金は、以下の場合が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">①借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限られます。②長期資金の借換えの場合の 1 債権あたりの貸付限度額は、300 万円未満かつ残債の範囲内に限られます。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 所要資金の範囲内。 <p>※ただし、再生可能エネルギー対応資金については、貸付上限額を 1 億円とします。</p>
借入期間	<p>【長期資金】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 運転資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）○ 設備資金 20 年以内（据置期間 3 年以内） <p>【短期資金】</p>

保証料	<p>○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○ 保証料率は年 0.24～0.50%です。</p> <p>① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【例】 お借入額 1,000 万円、保証料率 0.40%、元利金等返済方式の場合の一括支払保証</p> <table border="1" data-bbox="389 360 1390 461"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>21,826</td> <td>63,143</td> <td>105,786</td> <td>149,752</td> <td>218,170</td> </tr> </table> <p>② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>○ 保証料を一括でお支払いいただいた方が繰上返済を行った場合、繰上返済金額に対する未経過分の保証料を保証機関所定の方法で算出のうえ、一定金額を差し引いて返戻いたします。なお、繰上返済金額に対する未経過分の保証料がこの一定金額に満たない場合は返戻いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上返済の場合…5,000 円 ・一部繰上返済の場合…5,000 円/回 	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料 (円)	21,826	63,143	105,786	149,752	218,170
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年								
保証料 (円)	21,826	63,143	105,786	149,752	218,170								
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所（店）または信用共済部（電話：046-281-7077）にお申し出ください。当組合では規制の制定など、苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記組合総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>○ 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>												
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および原則として神奈川県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>												